

盟を組織し、果敢の指導下に戦つてゐるが昭和八年七月、貸当り三百三十円から三百九十円対依り利益を取つて解決した。

四、海草地区争議

(1)、府中支那山本元太郎君は、不依り害を理由として、地主奥村某に五年度四割、六年度五割の要求を提出したが、地主は強硬しく、意中土地明渡し小依り請求の本訴を提起した、組合側ではこれに本訴して戦つてゐるが、遂に昨年二月、土地を返せ、小依りを支給せよとの判決は下つた、これに僅かどり地主は、遂に強行執行を要した、結果は四月廿五日と決定された、その日、組合では大家を動員し、全部組合側は路札した、判決金額三百三十数円に対し、僅かに七円余地主の手く減らさるのみだ、この勢に怖れた地主は遂に、五年度は大割、六年度は五割を減らす事を条件に、組合の大勝利に解決した。

(2)、弘西支那上田竹次郎君に対し、地主辻本某は、不法にも土地取上げを申し来たリ、土地を無断で取り上げんとした、全農では、この不当を抗議すると共に黙つた結果、四段二畝歩に対し、地主が二百歩十坪を出し、本年春、小依りは九十円も地主に返せば引きつゞき新借することを条件に解決した。

(3)、永球支那では、産米検査は一層きびしくなつた、これでは附けられぬ奨励米を多くと

せと地主に交渉した結果、(1)、三割米にマキ五升、(2)、四割米にマキ二升五合を条件に解決した。

二、大河内支那周ノ仲祐君対谷口某との事件は直接交渉の結果、(1)、宅地三畝十歩は百八十坪は小依りは買ひ手、(2)、田地八畝歩は返す事、(3)、小依り料三十四円は棒引き、(4)、借金三百円は棒引き、(5)、家の担保は切る事、(6)、競売はやめる事、(7)、一切の訴訟は取り下げ、事等を条件に解決した。

ホ、小野田支那幸備倉山下由大節に対し、控尾某なるものは、宅地の明渡し、賃料五斗二升にも拘らず五斗を要求して、本訴を提起して来たリ去る二月十三日から前日三回に渡つて係争中であつたが、遂に、(1)、従前通りの賃料にマキ地をかせること、(2)、全農の勝利に解決した。

イ、組合員である(磯崎)尾崎徳松君の田地一段三畝歩を地主森下某なるものは暴力的に取上げ、強レイ請を植えつけた、これに対し、果敢から出動して、直接交渉した結果、従前通り新借する事を条件に解決した。

五、那賀地区争議

イ、調丹支那では昭和七年度畑小依り料削減の要求も提出して戦つてゐるが、昨年十二月廿九日地元調停にて、(1)、二割七分を減らすこと、(2)、昭和八年度産米を以つてマ